

企画セッション

◆ デザイン開発とデザイン保護、大学の役割 ◆

【講演者】

モデレーター：大阪工業大学 特任教授 山田繁和
パネリスト：モリタホールディングス 執行役員 技術研究所長
坂本直久
：株式会社MTG 執行役員 知的財産・法務本部長
長谷川徳男
：日本デザイン保護協会 専務理事
本多誠一
：BS国際特許事務所 所長
阿部伸一
：特許業務法人 大島・西村・宮永商標特許事務所
佐々木香織

【内容】

わが国の製品デザインの模倣が絶えない中、産業界において、意匠権や不正競争防止法など、知的財産制度を利用して製品デザインの保護を図るとともに、デザイン戦略を展開し、デザインを事業や経営に着実に結び付けている企業もある。

一方で、製品デザインの意匠権を取得しても、「意匠権は狭い」、「意匠権はデザインを少し変更すると侵害が問えない」などという者も多い。

しかし、実際の企業の現場において、上手な意匠出願戦略や意匠権の有効な行使によって、意匠権の範囲を広くし、企業戦略に役立てている例も多い。

セッションの前半では、「製品デザインの保護についての意匠制度の利用状況と、企業活動における意匠権の有効な活用」をテーマとして、企業や知的財産の専門家とパネルディスカッションを行う。

また、大学教育では、多くの大学がデザインを保護する意匠法や不正競争防止法の実務や実践を学ぶ機会がなく、プロダクトデザインや商業デザインを学ぶデザイン系大学や文学、音楽、造形美術、演劇、舞踊、映画などの芸術を学ぶ芸術系大学において、著作権を教えていることが多いが、創造した製品デザインは、意匠制度や不正競争防止法を学ぶ機会は少なく、デザイン保護とデザイン戦略についての教育は、まだまだ行き届いていない。

このため、企業に入社後、技術研究開発の成果のほか、製品デザインの保護について、改めて知的財産制度の教育が行われている。

企画セッション

◆ デザイン開発とデザイン保護、大学の役割 ◆

セッションの後半では、企業における製品デザインの保護について、大学教育において知的財産制度の教育のあり方や、学生に学んでおいてほしいデザイン保護に関する意匠制度や不正競争防止法等をテーマにパネルディスカッションを行う。

【略歴】

山田繁和 (やまだしげかず)	元 特許庁審査第一部 意匠課長 現在 大阪工業大学 特任教授
坂本直久 (さかもとなおひさ)	現在 株式会社モリタホールディングス 執行役員 技術研究所
長谷川徳男 (はせがわのりお)	現在 株式会社MTG 執行役員 知的財産・法務本部長
本多誠一 (ほんだせいいち)	元 特許庁審判部34部門(意匠)上席部門長 現在 日本デザイン保護協会 専務理事
阿部伸一 (あべしんいち)	現在 BS国際特許事務所 所長
佐々木香織 (ささきかおり)	国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科卒業 現在 特許業務法人 大島・西村・宮永商標特許事務所 弁理士

以上